

# 別府市新図書館等整備プロジェクトマネジメント委託業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、「別府市新図書館等整備プロジェクトマネジメント委託業務」（以下「本業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者（以下「受注者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定める。

### 【プロジェクトマネジメントの定義】

発注者の意図を設計事業者に的確に伝達し、効率的な業務遂行のための全体調整を行う業務

## 2 業務概要

### (1) 業務名

別府市新図書館等整備プロジェクトマネジメント委託業務

### (2) 業務目的

本業務は、総合計画並びに別府市新図書館等整備基本計画及び同ポストコロナ版に基づき、別府市新図書館等整備事業の基本設計、実施設計等を行う設計事業者（以下「設計事業者」という。）を選定するための発注支援を行う。設計事業者決定後は、当市の政策的要求事項を的確に設計事業者に伝え、要求された機能を実現するためにプロジェクト全体を監理する。

### (3) 業務内容

別紙 1 別府市新図書館等整備プロジェクトマネジメント委託業務仕様書のとおり

### (4) 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで。ただし、業務内容によって別途履行期間を定めるものとする。

### (5) 履行場所

別府市内

## 3 委託金額

限度額 20,299,400円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 4 スケジュール

日程	事項
令和3年5月31日(月)	募集公告
令和3年6月1日(火)から 令和3年6月16日(水)まで	質問の受付期間
令和3年6月18日(金)から	質問への回答

令和3年6月1日(火)から 令和3年6月9日(水)まで	参加申込書の提出期間
令和3年6月14日(月)	参加資格審査結果通知
令和3年6月21日(月)から 令和3年6月25日(金)まで	企画提案書等の提出期間
令和3年7月9日(金)	審査(プレゼンテーション・ヒアリング)、 最優秀企画提案者の選定
令和3年7月12日(月)	審査結果の通知
令和3年7月中旬頃 予定	契約締結

## 5 応募に関する留意事項

### (1) 配布する資料等の承諾

プロポーザルに参加しようとする者(以下「応募者」という。)は、参加申込書等及び企画提案書類等の提出をもって、当市が本業務において配布する資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 費用負担

応募者が、本業務に係る応募に関して要した費用については、全て当該応募者の負担とするものとする。

### (3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

### (4) 著作権

企画提案書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当市は、本業務の公表及びその他当市が必要と認める場合、受注者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、選定された応募者以外の提案については、本業務の公表以外には使用しない。

### (5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

### (6) 提供する資料等の取扱い

当市が提供する資料等は、本業務への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

### (7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

## (8) 情報公開

応募者から提出された企画提案書等は、別府市情報公開条例(平成15年別府市条例第24号)の公文書として取り扱うものとする。

## 6 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 公告日から審査予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 審査予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示(昭和60年別府市告示第269号)により土木コンサルタントについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (7) 沖縄県を除く九州管内に本店又は本市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (8) 平成23年度(契約締結日基準)以降に、元請けとして国又は地方公共団体等が発注した延べ床面積5,000㎡以上の公共施設の新築又は改築工事に係る次のいずれかの業務の履行実績(完了、引渡し済みのものに限る。)を有すること。
  - ア 基本設計又は実施設計業務のいずれかに関するプロジェクトマネジメント業務
  - イ 基本設計又は実施設計業務のいずれかに関する発注支援業務
  - ウ 基本設計又は実施設計業務
- (9) 次に掲げる技術者をそれぞれ選任できること。ただし、(別紙2)配置技術者の兼務の可否のとおり、配置予定技術者の兼務を認める。また、配置予定技術者は、当該プレゼンテーション等の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者とする。

- ア 管理技術者
- イ 照査技術者
- ウ 担当技術者(発注支援)
- エ 担当技術者(プロジェクトマネジメント)
- オ 担当技術者(建築担当)

## 7 応募に関する手続等

### (1) 資料の配布

本業務の応募に必要な資料の配布を次のとおり行う。

また、当市の公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)からもダウンロードすることができる。

URL : [https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu\\_keiyaku/itaku/](https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/itaku/)

#### ア 配布日

令和3年5月31日(月)から令和3年6月9日(水)までの土曜日及び日曜日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

※ホームページからの閲覧、ダウンロードに関しては、時間等の指定を設けないものとする。

#### イ 配布場所

「13 事務局」とする。

#### ウ 配布資料

##### (ア) 実施要領

(イ) 別紙1 仕様書

(ウ) 別紙2 配置技術者の兼務の可否

(エ) 別紙3 評価基準

(オ) 別紙4 別府市新図書館等整備プロジェクトマネジメント委託業務プロポーザル審査委員会

(カ) 様式1 参加申込書

(キ) 様式2 質問票

(ク) 様式3 辞退届

(ケ) 様式4 業務実績調書

(コ) 様式5 管理技術者調書

(カ) 様式6 配置技術者経歴・業務実績書

(シ) 様式7 企画提案書表紙

(ス) 様式8 業務実施体制

(セ) 様式9 財務状況表

(ヨ) 様式10 参考見積書

### (2) 実施要領等に関する説明会

実施要領等に係る説明会は実施しない。

### (3) 現場説明会

現場説明会は実施しない。

### (4) 質問の受付

#### ア 受付期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月16日(水)までの休日を除く

午前9時から午後5時まで

期間以降の受付は一切行わない。

#### イ 提出先

「13 事務局」とする。

#### ウ 提出方法

質問の提出方法は、質問票【様式2】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて送付する。送付後は、「13 事務局」担当者まで送付した旨を電話連絡すること。電子メール送付に当たっては、標題を「別府市新図書館等整備プロジェクトマネジメント委託業務質問票」とすること。

なお、上記以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)による質問は一切受け付けない。

### (5) 質問への回答

提出された質問(類似の質問が複数ある場合は集約する。)及び質問に対する回答は、令和3年6月18日(金)からホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

### (6) 参加申込書等の提出

応募者は、次の書類を提出すること。

#### ア 提出期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月9日(水)までの休日を除く

午前9時から午後5時まで

#### イ 提出先

「13 事務局」とする。

#### ウ 提出書類

(ア) 参加申込書【様式1】 1部

(イ) 会社概要【任意様式】 1部

※パンフレット等でも可

(ウ) 財務状況表【様式9】 1部

※財務状況を確認できる書類の写しを必ず添付すること。

(エ) 業務実績調書【様式4】 1部

※6の(8)に示す履行実績を確認できる書類(契約書、仕様書等)の写しを必ず添付すること。

(オ) 管理技術者調書【様式5】 1部

(カ) 配置技術者経歴・業務実績書【様式6】 1部

※6の(9)に示す配置予定技術者(管理技術者含む)の履行実績を確認できる書類(契約書、仕様書等)、資格等の写しを必ず添付すること。

エ 提出方法

持参又は郵送等とし、その他の方法は一切認めない。

郵送等の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については考慮しない。

オ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果通知書を電子メール及び書面により令和3年6月14日(月)までに通知する。なお、参加資格が認められた者に、企画提案書作成に係る「提案者番号」を併せて通知する。

カ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(ア) 参加資格がないと認められた者は、7の(6)のオの日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に書面(様式は任意)を持参して説明を求めることができる。

(イ) 当市は、(ア)の書面を受理した日の翌日から起算して8日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(7) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和3年6月21日(月)から令和3年6月25日(金)までの  
午前9時から午後5時まで

イ 提出先

「13 事務局」とする。

ウ 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	作成の注意点等
(ア) 企画提案書表紙 【様式7】	所定の様式により作成すること。
(イ) 企画提案書 【様式任意】	a 文字の大きさは11ポイント以上とする。ただし、図・表中の文字についてはこの限りではない。 b A4判4ページまたはA3判2ページ以内で作成すること。様式は自由。 c 「2 業務概要」を踏まえ、以下の内容についてできるだけ具体的に記載すること。 <b>(a) 事業者選定における公募要件(特定テーマ)の設定プロセスについて</b> <b>(b) 実効性のあるモニタリングについて(方法及び実施体制)</b>
(ウ) 業務実施体制 【様式8】	所定の様式により作成すること。

(エ) 業務計画書 <b>【様式任意】</b>	A 3 判 1 ページ以内で作成し、横折込みとすること。様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
(オ) 参考見積書(税抜価格) <b>【様式 10】</b>	本業務の委託範囲内の費用を見積もること。ただし、以下の点に留意すること。 ・宛名は市長宛とすること。 ・本要領 3 の限度額を超えないこと。 ・項目ごとの内訳及び単価、回数等を記載すること。 ・値引き等の記載は行わないこと。

※(ア)から(エ)については順番に綴じ、(オ)については別に提出すること。

※参考見積額が契約額とはならない。

#### エ 提出方法

持参又は郵送等とし、その他の方法は一切認めない。

※持参にあたっては、事前に「13 事務局」に連絡すること。

※郵送等の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に必着のこと。また、封筒等の表面には、必ず「企画提案書等在中」と朱書きすること。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については考慮しない。

#### オ 企画提案書等の作成に係る留意事項

- (ア) A 4 縦長左綴じで、正副本ホッチキス止めとし、**正本(1部)**と**副本(9部)**の合計 10 部作成すること。
- (イ) 副本の全ての書類において応募者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。(特定できる場合は評価しないことがある。)
- (ウ) 参考見積書については長形 3 号の封筒に入れ、封緘して提出すること。封筒の裏面には応募者名を記載すること。
- (エ) 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- (オ) ページ番号を記載すること。
- (カ) 専門用語、略語は説明を記述すること。
- (キ) 仕様要件以外に提案があれば記載すること。
- (ク) 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- a 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- b 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- c 虚偽の内容が記載されているもの
- d 提案内容等が著しく逸脱したもの

#### カ 企画提案書等の修正等の禁止

企画提案書等の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において本市が企画提案書等の補正を求める場合を除き認めない。

#### キ 参加の辞退

応募者は、参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届(書面)【様式3】を、「13 事務局」に提出すること。

なお、参加を辞退した場合に、今後、本市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

## 8 審査方法等

### (1) 審査の実施

ア 応募者による「企画提案書等」の説明(プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション)と別府市新図書館等整備プロジェクトマネジメント委託業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という)【別紙4】による25分程度のヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションの参加者は3名までとする。**原則として業務実施体制【様式8】に記載する担当者のうち、管理技術者を予定している者がプレゼンテーションを行うこと。**

ウ 開催は、令和3年7月9日(金)を予定しているが、実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知する。

エ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査(以下「プレゼンテーション等」という)は非公開とする。ただし、事務局職員及び市役所関係部署職員については例外とする。

オ 事務局がスクリーンを準備する。プロジェクター及びパソコンを利用する場合は持参すること。

### (2) 審査基準

ア 参考見積額の限度額は、本要領3のとおりとする。

イ 評価項目と配点は、「別紙3 評価基準」を参照すること。

ウ 各評価項目の評価点については、各委員の評価点の合計の平均値とする。なお、平均値は小数点以下第2位を切り捨てた値とする。

エ 評価得点が最も高い提案者を最優秀企画提案者とする。

最高評価得点が2者以上あるときは、評価基準の「提案内容評価」の評価点の合計がより高い者を最優秀企画提案者とする。さらに、この場合において、評価基準の「提案内容評価」の評価点の合計が同点であるときは、審査委員会の協議により最優秀企画提案者を選定する。

オ 最低基準点を60点とし、評価得点が最も高い提案者の得点が60点未満であった場合は、最優秀企画提案者として選定しない。(応募者が1者の場合を含む)

### (3) 応募者が1者の場合の措置

応募者が1者であっても、プレゼンテーション等を行う。



## 9 審査結果の公表

審査結果は、速やかにホームページに公表するとともに、プレゼンテーション等を受けた全ての応募者に通知する。

## 10 契約に関する事項

### (1) 提案内容の調整

本事業の仕様書は、最優秀企画提案者の企画提案書等の記載内容を元に最優秀企画提案者と協議を行い、確定させるものとする。

### (2) 契約の締結

最優秀企画提案者との協議が整い、本事業の仕様書が確定した後、見積書を提出し、見積り金額が予定価格の範囲内であれば、別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)に基づいて契約を締結する。

なお、最優秀企画提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーション等に正当な理由なく欠席した場合

## 12 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めによる。
- (2) 10の(1)で確定させた事業の仕様書(以下「仕様書」という。)は、当市からの指示がない限り全て契約内容とし、履行確保に関して、その責任を負うものとする。また、受注者が、契約締結後、その者の責により、仕様書の内容が履行できない場合は、次のとおりとする。  
ア 仕様書の内容と履行等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。  
イ 仕様書の内容が履行できなかった場合(合理的でない場合に限る。)は、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。
- (3) 契約締結後、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により、本業務が履行できなかった場合は、当市と受注者が協議を行い、契約金額の変更を行うことがある。なお、この場合による指名停止等措置要領に基づく指名停止は行わない。
- (4) 参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

### 13 事務局

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市役所 教育部 教育政策課 教育施設整備室 担当 森本・阿部

TEL 0977-21-1111 (内線5522・5524)

0977-21-1777

FAX 0977-22-5100

E-mail [lib-seibi@city.beppu.lg.jp](mailto:lib-seibi@city.beppu.lg.jp)